

事業活動に伴うさまざまな賠償リスクを補償する

全照協賠償責任保険加入・更新のご案内

賠償責任保険(企業用)普通保険約款・請負業者特別約款・生産物特別約款+受託者特別約款
漏水補償特約(請負用)、管理財物補償特約(請賠償)、工事場内建設用工作車危険補償特約、管理財物補償修正特約、免責金額修正特約

賠償事故はいつ起こるか分かりません。

万が一お客さまに損害を与えた場合、多額の賠償金が掛かり、会社経営上、大きな負担となります。その損害をカバーし、組合員皆様の信用をお守りします。

一般的にはそれぞれ契約しなければならない「請負業務中の賠償保険」「業務終了後の賠償保険」「レンタル業者から借りた物に対する賠償保険」(オプション)を包括し、1契約でカバーできます。

既にご加入の方は、更新のご案内となりますので内容をご確認ください。

この賠償責任保険は全国舞台テレビ照明事業協同組合のための団体契約ですので、個々の組合員が単独で加入されるよりもお安くなっております。

全照協賠償責任保険のあらまし**この制度で補償される事故**

- ① 照明器具の設置業務やホール管理業務等に起因した偶然な事故によって、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- ② 照明器具の設置工事完了後、その工事に起因して他人の身体または財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

【オプション】「受託者賠償責任保険」にご加入の場合

- ③ レンタル業者などから借り受けた機材等を誤って壊したり、火災・盗難・破損等の事故が発生した場合に、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

この制度で補償されない主な事故

- ・加入者または下請負人およびそれらの使用人に生じた身体障害
(組合員の従業員およびアルバイトのケガに対しては、別途 全照協 業務災害安心総合保険 へのご加入をお薦めいたします。)
- ・加入者の故意によって生じた損害
- ・加入者が借り入れた(リース・レンタルを含みます。)機械等の損害
※オプション「受託者賠償責任保険」にご加入の場合は補償されます。

全照協賠償責任保険の内容

請負業者賠償（工事中）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
■ 対人事故	1名につき 1事故につき	5,000万円 2億円
■ 対物事故	1事故につき	10万円 ※注
管理財物（直接作業部分含）	1事故/期間中	10万円 ※注

生産物賠償（引渡し後）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
■ 対人事故	1名につき 1事故/期間中	5,000万円 2億円
■ 対物事故	1事故/期間中	10万円 ※注

※注 100万円以上の損害につきましては、免責金額に代わり、損害額の20%を負担していただきます。



【オプション】

受託者賠償（レンタル機材）	補償金額（支払限度額）	免責金額（1事故につき）
プラン① 対物事故	1事故/期間中 500万円	10万円
プラン② 対物事故	1事故/期間中 1,000万円	10万円
プラン③ 対物事故	1事故/期間中 1,500万円	10万円

※年間のレンタル機材の金額に応じて①～③のプランの中からお選びください。

<保険期間> 2019年9月1日～2020年9月1日

<月額掛金（保険料）>

年間売上高	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円
月額掛金	800円	4,000円	8,000円	16,000円

掛金は、年間売上高によって計算され、毎年1回売上高を報告していただきます。
年間売上高1,000万円につき、月額掛金800円です。

※ 売上高 = 直近の会計年度の売上高

オプションをご希望の場合は、上記掛け金にオプションプランに応じた下記掛金が加算されます。

オプション	プラン①	プラン②	プラン③
月額掛金	5,800円	9,860円	13,920円

本保険は賠償責任保険ですので、従業員およびアルバイトの事故による死亡・入院・通院または業務災害による使用者責任を補償するものではありません。

従業員・アルバイトの業務中の事故への備えは、別途

全照協 《業務災害安心総合保険のご案内》 をご参照ください。

レンタル業者から借り受けた受託機材の補償もオプションとして追加しております。
是非ご検討ください。

これまでの主な事故例

支払金額	事故内容
¥1,021,200	コンサート会場設営中、シーリングのシュート作業時に転落、天井を破損
¥65,360	機材搬入時に機材が倒れ、エレベーター内壁と床を破損
¥1,520,000	照明器具が落下し、下にあったピアノに当たり全損
¥21,935	ドラマロケ中、照明スタンドが倒れ駐車中の車を破損
¥150,000	ドラマ収録後、撤収作業中舞台幕を破損
¥35,304	個人宅取材の際、照明機材移動時にシャンデリアを破損
¥53,000	照明ボタンを飛ばす際、コードに余裕をもたせなかったので天井を破損
¥32,400	スピーカーをセッティング中に落とし壁を破損
¥158,266	店舗照明器具設置の際、ハンガーを落とし施設の什器・備品を破損
¥166,300	撤収の際、天井裏に敷設のケーブルを落とし天井板を破損
¥609,200	撤収作業中、電動ボタンで舞台上の金屏風を破損
¥940,860	リハーサル中、操作卓の上にクリアカムの子機を落とし、組み込まれていたパルネコンピューターを破損
¥103,985	器材搬入の際、入口自動ドアのガラスを破損
¥80,810	設営ミスにより幕と照明器具が接触し、照明器具転倒により幕の一部を焼失

保険金をお支払いする場合

次のような事故によって他人の身体障害または財物損壊を発生させた結果、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

- ①【作業中の事故】 請負作業等の仕事に起因する事故
【付帯される特約】
 - 漏水補償特約
給排水、暖冷房設備、消火栓、スプリンクラーからの漏水事故に対して保険金をお支払いします。
 - 工事場内建設用工作車危険補償特約
作業場内における建設用工作車に起因する賠償事故について保険金をお支払いします。
 - 請負業者管理財物補償特約（直接作業部分含）
作業場内において使用もしくは管理する他人の財物を直接作業が加えられた部分である他人の財物を含め損壊したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対し保険金をお支払いします。
- ②【設営完了後の事故】 仕事の結果に起因して仕事の終了後に生じた事故
- ③【レンタル機材等の事故】（オプション）レンタル業者等から借り受けた機材に生じた事故

保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ②戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する賠償責任
- ④被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤被保険者の請負作業に使用中の機械、器具または道具、被保険者の請負作業に使用される材料、資材または部品などに対する賠償責任（劇場の鍵、レンタル機材を含みます。）
※オプション「受託者賠償責任保険」にご加入の場合は、一部補償対象とすることができます。
- ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑧排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任 等

ご加入にあたっては、必ず別紙の重要事項説明書をご確認ください。

告知義務、保険契約の解除事由、分割保険料のお支払いに関するご注意、重複契約に関するご注意、個人情報取り扱い方針、保険会社破綻時の取扱い、苦情のご連絡先窓口などが記載されています。

万一事故にあわれた場合は、直ちに下記までご連絡ください。ご連絡が30日以上遅れますと保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。また、賠償額や示談額については、事前に弊社とご相談の後、被害者とお話するようにしてください。

チャブ保険 保険金カスタマーセンター

0120-011-313（受付時間：年中無休24時間）

このご案内は請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

取扱代理店

ムラヤマ恒産株式会社

〒112-0003

東京都文京区春日1-6-1-407

TEL 03-3812-1809 FAX 03-3812

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 中央統括支店
2016年10月1日「エース損害保険株式会社」から社名変更

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号
ガーデンシティ品川御殿山

Tel 03-6364-7080 (代) www.chubb.com/jp

賠償責任保険 重要事項説明書（ご契約の前に必ずお読みください）**1. クーリングオフ**

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約は保険期間が1年以下の契約（保険契約の継続に関する特約を付帯した場合を含む）であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 重要な事項をChubb損害保険株式会社（以下弊社）にお申出いただく義務（告知義務）

加入申込書に★印を付けた記載事項（「年間売上高」、「他の保険契約等」）について知っている事実が記載されていない場合または事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項を含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

3. 補償内容の重複

加入者がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や支払限度額、加入要否をご確認いただいたうえでご契約ください。

4. 重大事由解除について

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除することがあります。

- ① 故意に事故を発生させ、または発生させようとしたこと
- ② 保険金請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
 - ア. 反社会的勢力^(※)に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の運営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

※反社会的勢力とは暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- ④ 保険契約者等と弊社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

5. 分割保険料の払込猶予期間の取扱い

この保険には保険料の払込猶予期間はありません。

第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までに払込みください。

6. 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	<ul style="list-style-type: none"> ●破綻後3ヵ月間は、保険金を全額支払い（補償割合100%） ●3ヵ月経過後は、補償割合80% 	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の詳細については、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

7. 個人情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。）の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。

なお、詳細は、弊社ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

(1) 主な利用目的について

- ① 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

(2) 第三者への情報提供について

弊社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

8. 事故が起こった場合の連絡先窓口

事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。

事故受付窓口：0120-011-313（受付時間：年中無休24時間）

9. 保険会社等への苦情・要望などの連絡先窓口

- ① 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。

お客様サポートダイヤル：0120-550-385
（受付時間：土日、休日、年末年始を除く午前9時～午後5時）

- ② お客様と弊社との間で問題を解決できない場合（弊社の契約する指定紛争解決機関）

弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。

詳細はホームページ（<http://www.hoken-ombs.or.jp>）をご覧ください。

一般社団法人保険オンブズマン：03-5425-7963
（受付時間：平日午前9時～午前12時、午後1時～午後5時）